

商品概要説明書

相続専用定期・組合員向け相続専用定期（単利型）

（2023年4月3日現在）

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金（単利型） (愛称：相続専用定期)	○スーパー定期貯金（単利型） (愛称：組合員向け相続専用定期)
2. 販売対象	○金融機関（当組合以外も含む）での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した貯金をお預け入れいただける個人の方。	○金融機関（当組合以外も含む）での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した貯金をお預け入れいただける組合員または組合員家族で、個人の方。
3. 期間 (1) 販売期間 (2) 預入期間	○2023年4月3日（月）～2024年3月29日（金） ○定型方式……1年	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○相続により取得した金額の範囲内 ○1円単位	
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○特別利率0.10%を初回満期日まで適用します。	○特別利率0.20%を初回満期日まで適用します。
	○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国15.315%、地方税5%）となります。 ○金利は店頭に表示しています。	
7. 手数料	—	
8. ご提示いただく書類	<p>①ご本人確認資料（運転免許証・健康保険証 など）</p> <p>②ご印鑑 <u>以下の書類は写しでもかまいません。</u></p> <p>③相続手続きが完了した時期が確認できる書類 （金融機関に提出した依頼書、被相続人名義の解約済通帳と計算書 など）</p> <p>④お預け入れされる方が相続人であることが確認できる書類 （金融機関に提出した依頼書、戸籍謄本の写し、遺言書（公正証書遺言、または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し など）</p> <p>⑤お預け入れ資金を相続により引き継いだことが確認できる書類 （金融機関に提出した依頼書、遺言書（公正証書遺言、または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書 など）</p> <p>※当組合で相続手続きを行い取得した資金をお預けされる方は③～④の書類提出は必要ありません。</p> <p>※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」をご提示される場合は③～④の書類提出は必要ありません。</p>	

9. 付加できる 特約事項	<p>○個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）</p> <p>○個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</p> <p>○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入 出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</p>
10. 中途解約時の 取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%</p>
11. 貯金保険制度 （公的制度）	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理処置 および紛争解 決措置の内容 13. その他参考とな る事項	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または金融部（電話：0537-73-5146）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合があります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A遠州夢咲